

令和8年度製造業GX・競争力強化事業に係る企画提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、業務を希望する者からの企画提案を求める

令和8年4月14日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 事業の趣旨

カーボンニュートラルに向けた国内外の動向が加速し、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められる中、製品やサービスのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を算定する「CFP（カーボンフットプリント）」への関心が高まっている。本事業は、CFP算定による自社製品の環境価値の「見える化」を通じて、県内企業の競争力強化を図ることを目的とする。そのために、CFP算定の導入を検討している県内企業を対象に、専門家による伴走支援を実施し、算定に向けた具体的な課題解決や体制構築を支援する。また、支援の成果をセミナー等で広く共有することにより、県内企業全体の取り組み意欲の向上を促進する。実施に当たっては、委託によることとし、本業務を希望する者からの企画提案を求めるため、公示を行い、応募者の間でプロポーザル方式により契約の相手方を決定する。

2 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度製造業GX・競争力強化事業
- (2) 業務内容
「令和8年度製造業GX・競争力強化事業 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（令和14年法律第154条）に基づき更正手続開始の申立てがなされてい

る者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県産業労働部産業振興課 成長支援班

電話：086-226-7379

メールアドレス：seicho@pref.okayama.lg.jp

5 企画提案の日程及び審査について

(1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和8年4月14日（火）から4月22日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

4の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードすることもできる。[\(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/\)](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/)

(2) 参加表明書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月14日（火）から4月22日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

4の場所に同じ

ウ 提出方法

「令和8年度製造業GX・競争力強化事業に係る提案参加表明書（様式第1号）」の書類一式を電子メールで送信することとし、電子メールで送信する場合の件名は、「製造業GX・競争力強化事業提案書（社名）」とすること。

(3) 提案書等の提出の期間、場所及び方法

エ 提出期間

令和8年4月14日（火）から4月28日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

オ 提出場所

4の場所に同じ

カ 提出方法

6の書類一式を電子メールで送信することとし、電子メールで送信する場合の件名は、「製造業GX・競争力強化事業提案書（社名）」とすること。

(4) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年4月20日（月）午後5時（必着）

イ 受付方法

令和8年度製造業GX・競争力強化事業質問書（様式第4号）を電子メールで送信することとし、電子メールで送信する場合の件名は、「製造業GX・競争力強

化事業質問書（社名）」とすること。

なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記 4 の場所に同じ。様式第 4 号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

なお、確認電話は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

エ 回答方法

令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 5 時 15 分までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(5) 提案書等の審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、上記 3 の事項及び別に定める審査基準により提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(6) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 提出書類

企画提案の審査を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出期間、提出方法は 5 (2) による。

- (1) 令和 8 年度製造業GX・競争力強化事業の提案参加表明書（様式第 1 号）
- (2) 令和 8 年度製造業GX・競争力強化事業の提案書（様式第 2 号）
- (3) 事業計画書（様式第 3 号）
- (4) 見積書（任意様式とするが、見積金額の内訳明細も記載すること。）

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第 5 号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (4) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、4 の場所とする。
- (7) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。
 - ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
 - イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。